# 試掘調査箇所（案）



## （１）試掘調査箇所の設定（Ａゾーン）

第１回懇談会での委員提案を踏まえ、天神町筋を確認することができるよう、現況の記念碑や被爆樹木等に影響を及ぼさないよう配慮しつつ、トレンチを入れる箇所を設定する。

なお、委員提案箇所のうち、広島平和記念資料館（東館）と被爆したアオギリの間の敷石部分については、広島平和記念資料館（東館）の地下構造物があることから、試掘調査箇所の対象から外すこととする。

（現況図）

凡例

- 記念碑など
- 建築物・工作物
- 照明灯
- 電気ボックス
- ハンドホール
- 電気関係
- 水飲み
- 雨水排水枡
- 給排水関係
- 説明板・誘導標識・交通標識等
- ベンチ
- 樹木（幹周30cm以上）
- 樹木（幹周30cm未満）
- 植込み
- 被爆樹木・記念樹（複数）
- 給水（水道）管
- ＮＴＴケーブル
- ※この他、電気、排水（汚水、雨水）、給水の管などが埋設されている。
- 地下埋設物
- 試掘調査箇所

※「現況図」は、1/2,500 の地形図（広島市）を拡大した図の上に、記念碑、トイレ、樹木（中高木）、照明灯、地下埋設物等を追記したものである。

（復元図と現況との関係図）

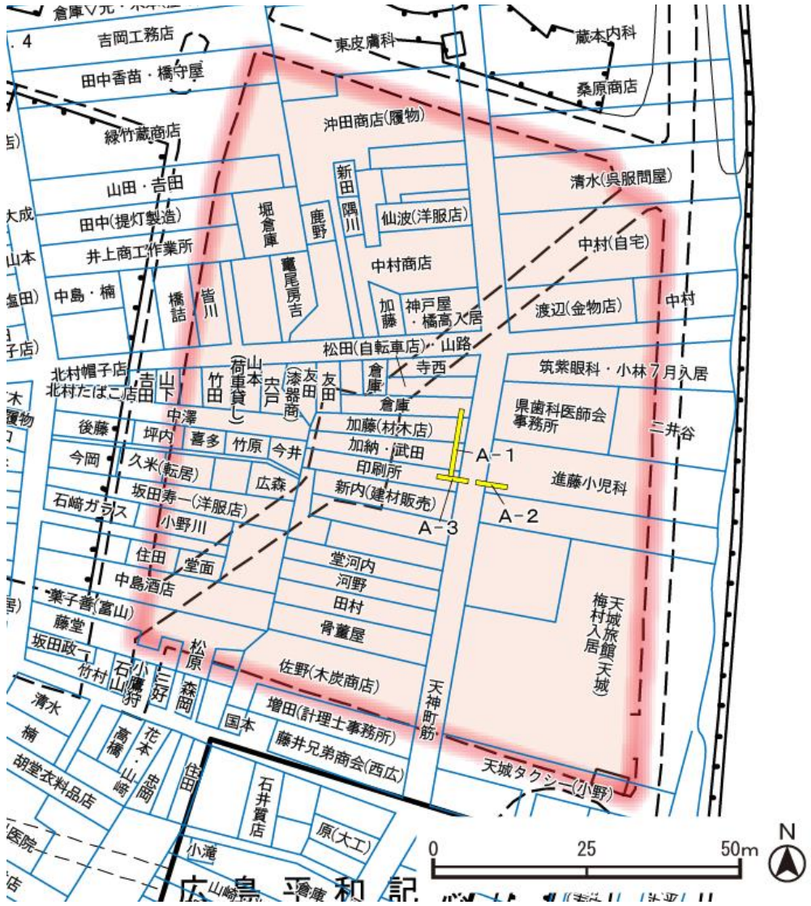


凡例

- 試掘調査箇所

※「復元図と現況との関係図」は、1/2,500 の地形図（広島市）を拡大した図の上に、「原爆爆心地復元市街図」（広島大学原爆放射能医学研究所、ＮＨＫ広島放送局ほか）及び「平和記念公園（爆心地）街並み復元図」（中国新聞社）をもとに、被爆前の街区、宅地、名称を追記したものである。

## 試掘調査箇所（案）

（１）試掘調査箇所の設定（Ａゾーン）

■試掘調査箇所の概要とトレンチの目的

| 試掘調査箇所 | 概　要 | トレンチの目的 | トレンチの規模 | 留意事項 |
|---|---|---|---|---|
| Ａ－１ | ・天神町筋の中央部の西側において、南北方向のトレンチを入れる。<br>・復元図では材木店や印刷所などが存在する。 | ・家屋の間口の特定、遺構・遺物の確認のため。 | ・この付近の１軒当たりの間口は４～６ｍ程度（復元図より推定）であることから、トレンチの長さは10m程度とする。 | ・天神町筋の中央部の東側は病院や事務所が建ち並んでおり、人々の生活の痕跡を示す遺構を探すため、住居のある西側を選定した。 |
| Ａ－２ | ・天神町筋の中央部において、天神町筋とその東側の住居にかかる東西方向のトレンチを入れる。<br>・復元図では進藤小児科が存在する。 | ・天神町筋の東側の路肩とその沿道の住居の特定、遺構・遺物の確認のため。<br>・Ａ－３と合わせ、この場所における天神町筋の幅員を確認する。 | ・トレンチの長さは５ｍ程度とする。 | ― |
| Ａ－３ | ・Ａ－２の西側において、天神町筋とその西側の住居にかかる東西方向のトレンチを入れる。<br>・復元図では印刷所が存在する。 | ・天神町筋の西側の路肩とその沿道の住居の特定、遺構・遺物の確認のため。<br>・Ａ－２と合わせ、この場所における天神町筋の幅員を確認する。 | ・トレンチの長さは５ｍ程度とする。 | ― |

※　Ａ－１～Ａ－３の試掘調査の結果、展示に適した被爆遺構が検出されなかった場合は、文化庁と協議しながら、Ａゾーン内の別の場所において、試掘調査を行う。

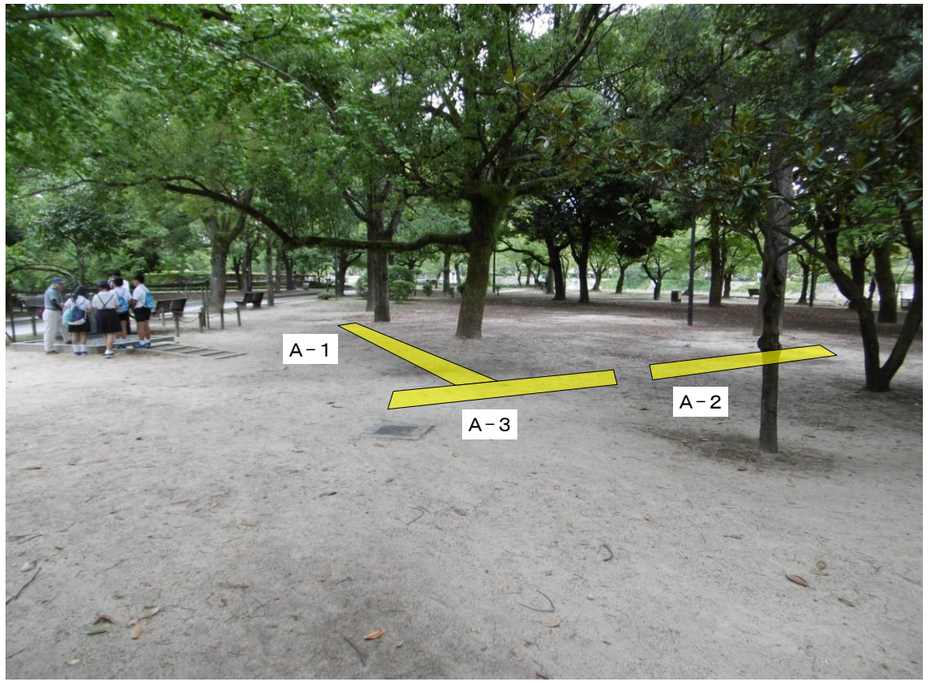


試掘調査箇所（Ａ-１～Ａ-３）及びその周辺の状況